国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
本則
（総括責任者等）
第６条　公用車に関する総括責任者として、次長のうちから学長が指名する者をもって充てる。
２　各地区所属の公用車の適正かつ効率的な運行及び管理に関する業務を行うため、公用車運行管理者（以下「運行管理者」という。）を次表のとおり置く。
<table>
<tr><th>地区</th><th>運行管理者</th></tr>
<tr><td>本部地区</td><td>財務課長</td></tr>
<tr><td>府中地区</td><td>府中地区事務部事務長</td></tr>
<tr><td>小金井地区</td><td>小金井地区事務部事務長</td></tr>
</table>
３・４　（略）
（事故発生時の措置等）
第15条　（略）
２　安全運転管理者は、前項の報告を受けた場合は、遅滞なく、当該地区の運行管理者へ報告し、報告を受けた運行管理者は、当該内容を遅滞なく、当該部局長及び総括責任者並びに総務課長を経由して環境安全を担当する理事へ報告しなければならない。
</td>
<td>
本則
（総括責任者等）
第６条　公用車に関する総括責任者として、研究・財務戦略部長をもって充てる。
２　各地区所属の公用車の適正かつ効率的な運行及び管理に関する業務を行うため、公用車運行管理者（以下「運行管理者」という。）を次表のとおり置く。
<table>
<tr><th>地区</th><th>運行管理者</th></tr>
<tr><td>本部地区</td><td>研究・財務戦略部財務課長</td></tr>
<tr><td>府中地区</td><td>府中地区事務部事務部長</td></tr>
<tr><td>小金井地区</td><td>小金井地区事務部事務部長</td></tr>
</table>
３・４　（略）
（事故発生時の措置等）
第15条　（略）
２　安全運転管理者は、前項の報告を受けた場合は、遅滞なく、当該地区の運行管理者へ報告し、報告を受けた運行管理者は、当該内容を遅滞なく、当該部局長及び総括責任者並びに総務・経営企画部総務課長を経由して環境安全を担当する理事へ報告しなければならない。
</td>
<td>改組による名称変更に伴う改正。</td>
</tr>
</table>

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。